

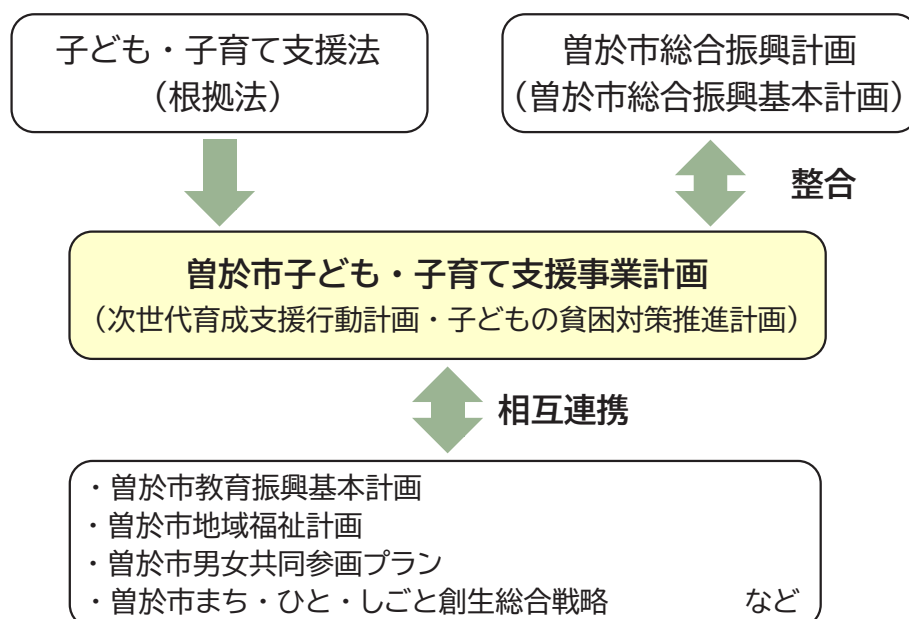
第3期曾於市子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

1 計画策定の目的

第3期曾於市子ども・子育て支援事業計画を策定し、子どもや家庭を取り巻く様々な課題などに対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を進めるとともに、新たに「こども基本法」や「こども大綱」の視点を交えながら、「少子化対策」「子どもと若者の育成支援」「子どもの貧困対策」を総合的に推進していくことにより、切れ目のない支援の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」の性格も持ち合わせるものとし、さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策推進計画」についても包括的に盛り込むこととします。
- 本計画は、「曾於市総合振興計画」を上位計画として、子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけるとともに、他の関連する計画との整合及び連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。また、子ども（妊娠中を含む）と子育てに関する施策や若者への就労・定住・結婚への支援に関する、保健、医療、福祉、教育、労働などあらゆる分野の施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。
- 本計画の期間は、令和7年度から令和11年度（2025年度から2029年度）までの5か年間です。



本計画では、基本理念である「自然と文化を活かし、心豊かで健やかな子どもの成長を地域で支えるまちづくり」とこれまでの事業計画で目指してきた「社会全体で取り組む子育て支援」の方向性を継承しながら、この基本理念等を実現するために新たに5つの視点に基づいた12項目の基本方針を定めました。

基本理念

基本方針

施策の方向性

自然と文化を活かし、心豊かで健やかな子どもの成長を地域で支えるまちづくり

「子どもの権利」を尊重し、子どもの人権と尊厳を守るための支援

1

(1) 子どもの権利の尊重

①「子どもの人権」と「子どもの権利」の理解促進
②子どもの権利を守る取り組み

(2) 支援を必要とする子どもへの適切な対応

①児童虐待防止対策の充実
②いじめ、引きこもりや不登校への対策
③障害児支援体制の整備
④子どもの貧困対策

子どもと子育て当事者が安心・安全に暮らせるための支援

2

(1) 母子の健康

①妊娠前からの切れ目なく継続支援できる体制の充実
②食育の推進

(2) 子育てしやすい生活環境の整備

①子どもを取り巻く有害環境対策
②適正な養育環境の確保
③安心して外出できる環境の整備（道路・公園）
④子どもの視点に配慮した遊び場の整備

(3) 子どもの安心・安全な居場所づくり

①総合的な放課後児童対策
②遊びや体験、活躍の実現
③多様な居場所の確保

子どもを持つ（予定を含む）家族への多方面からの支援

3

(1) 地域における子育て支援の充実

①子育ての情報提供
②子育て相談の充実
③親同士が交流できる機会の提供
④仕事と子育ての両立への支援
⑤子育てに関する地域活動の育成と支援

(2) 保育・教育環境の充実

①保育・教育環境の向上
②多様なニーズに応じた保育サービスの充実
③保育・教育にかかわる人材確保

(3) 経済的支援

①保育・教育に係る経済的負担の軽減
②子育て家庭への経済的支援

(4) DV 防止

①DV 防止の啓発
②相談窓口の充実
③支援体制の充実

子どもの夢の実現

4

(1) 多様な体験や主張、活躍の実現

①自然と文化・芸術とのふれあい
②確かな学力を身に付け、自立する力を育む教育の推進
③遊びやスポーツ、体験活動
④主張や活躍の実現

5

(1) 職業に関する希望の実現

①若者の自立支援
②多様な働き方への理解促進

(2) 定住・結婚・子育てへつなげるための支援

①地元にあるあらゆる職業への就労支援
②定住・結婚・子育て支援

4 教育・保育事業

① 1号・2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い方（認定こども園）

満3歳以上の子どもで、教育を希望する場合

【量の見込みと確保方策】（単位：人）

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号・2号		1号・2号		1号・2号		1号・2号		1号・2号	
		うち2号		うち2号		うち2号		うち2号		うち2号
①量の見込み	135	70	130	70	100	50	90	40	90	40
②確保方策										
認定こども園	220		225		225		225		225	
認可保育所										
認可外保育施設										
合計	220	0	225	0	225	0	225		225	0
過不足	85	0	95	0	125	0	135	0	135	0

② 2号認定のうち、保育ニーズが強い方（保育所、認定こども園）

満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

【量の見込みと確保方策】（単位：人）

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	2号認定 3～5歳保育の 必要あり		2号認定 3～5歳保育の 必要あり		2号認定 3～5歳保育の 必要あり		2号認定 3～5歳保育の 必要あり		2号認定 3～5歳保育の 必要あり	
①量の見込み	450		420		370		320		300	
②確保方策										
認定こども園	338		328		316		311		301	
認可保育所	88		69		70		74		71	
認可外保育施設	0		0		0		0		0	
合計	426		397		386		385		372	
過不足	▲ 24		▲ 23		16		65		72	

③ 3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

【量の見込みと確保方策】（単位：人）

	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	3号認定			3号認定			3号認定		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	80	120	130	70	100	110	70	100	110
②確保方策									
認定こども園	65	78	90	59	75	78	58	70	71
認可保育所	15	27	29	16	23	22	16	21	23
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	80	105	119	75	98	100	74	91	94
過不足	0	▲ 15	▲ 11	5	▲ 2	▲ 10	4	▲ 9	▲ 16

	令和10年度			令和11年度		
	3号認定			3号認定		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	70	100	110	70	100	110
②確保方策						
認定こども園	59	72	73	59	72	73
認可保育所	14	21	21	16	22	21
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
合計	73	93	94	75	94	94
過不足	3	▲ 7	▲ 16	5	▲ 6	▲ 16

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育）

保護者が安心して子育てができる環境を整備するため、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園などで引き続き保育を実施する事業です。

	現年度 (R 6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	3,500	3,431	3,248	3,137	3,002	2,940
確保方策（人）	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
施設数（箇所）	13	13	13	13	13	13

(2) 一時預かり事業

保護者が安心して子育てができる環境を整備するため、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所や認定こども園で子どもを一時的に預かる事業です。

①一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、保育所や認定こども園において一時的に預かる事業です。

	現年度 (R 6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	400	900	700	700	700	675
確保方策（人日）	840	1,200	1,000	1,000	1,000	900
施設数（箇所）	4	4	4	4	4	4

②幼稚園型 I

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を、教育時間の前後又は長期休業日等に預かる事業です。

	現年度 (R 6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	480	1,850	1,800	1,700	1,630	1,530
確保方策（人日）	2,450	2,350	2,300	2,200	2,200	2,000
施設数（箇所）	1	1	1	1	1	1

③子育て支援センターにおける一時預かり事業

地域子育て支援拠点である子育て支援センターは市内に3か所あり、各施設で一時預かり事業を実施します。

	現年度 (R 6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	200	200	190	190	180	180
確保方策（人日）	500	500	500	500	500	500
施設数（箇所）	3	3	3	3	3	3

(3) 病児・病後児保育事業

病後児について、保育所等に敷設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する、病後児保育事業を実施します。

	現年度 (R 6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	50	100	100	100	100	100
確保方策（人日）	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
施設数（箇所）	2	2	2	2	2	2

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の子どもがいる子育て中の人を会員として、子どもの預かりの援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業です。

	現年度 (R 6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	70	100	120	140	160	180
確保方策（人日）	300	500	500	500	500	500
施設数（箇所）	1	1	1	1	1	1

(5) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため運営費の補助や施設整備に対する補助を行う事業です。

	現年度 (R 6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	865	852	800	773	747	731
	1年生	193	189	179	166	162
	2年生	189	185	175	162	158
	3年生	150	164	155	143	140
	4年生	145	127	133	123	121
	5年生	109	95	80	82	80
	6年生	79	93	78	71	70
確保方策（人）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
施設数（箇所）	29	29	29	29	29	29

(6) 子育て短期支援事業

ショートステイ事業

保護者の病気や育児疲れ、仕事などの理由により、子どもの養育が一時的に困難になった場合や、保護者の育児不安や過干渉等により、子ども自身が保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設などで一定期間子ども及び保護者を預かる事業です。

	現年度 (R 6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	83	126	126	126	126	126
確保方策（人日）	168	756	756	756	756	756
施設数（箇所）	2	9	9	9	9	9

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点として子育て支援センターを設置し、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。

	現年度 (R 6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
確保方策（人回）	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
施設数（箇所）	3	3	3	3	3	3

(8) 利用者支援事業（こども家庭センター型）

母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援、及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する事業です。

	現年度 (R 6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(箇所)		1	1	1	1	1
確保方策(箇所)		1	1	1	1	1

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師・保健師が訪問し、乳児の発育状況の確認、育児等に関する不安や悩みを傾聴し、相談に応じ、子育て支援に関する情報提供等を行います。

	現年度 (R 6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	120	130	130	120	120	120
確保方策(人)	155	140	140	140	140	140

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、適切な養育を確保します。

	現年度 (R 6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	4	5	5	5	5	5
確保方策(人)	10	8	8	8	8	8

(11) 妊婦健康診査

母児の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることを目的として、健康状態の把握や検査計測、保健指導などを行う事業です。

	現年度 (R 6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470
確保方策(人)	実施場所：鹿児島県医師会、都城市北諸県郡医師会等 実施方法：妊婦健康診査受診券を交付し、妊娠月週数に応じた問診、診察等の実施 検査項目：国が例示する標準的な項目 実施時期：通年 実施時期：通年					

(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

全国的にも児童虐待の相談件数は増え続け、子どもが被害者となる重大な事件が発生しています。児童虐待を防止する地域ネットワークの機能強化を図るため、行政職員やネットワークの構成員の専門性強化や連携強化を図る取り組みを行う事業です。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	180	180	180	180	180
確保方策(人日)	180	180	180	180	180

(14) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対し居場所を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

(15) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者や及びその児童に対し、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、妊娠期から出産・子育てまでの必要な情報提供や相談に応じるとともにニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型支援を行います。

	現年度 (R 6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	120	130	130	120	120	120
確保方策(人)	155	140	140	140	140	140

(17) 乳児等通園支援事業

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度であり、保育所や認定こども園等に通っていない、0歳6か月から満3歳未満の未就学児を対象に、保育所や認定こども園において預かりを行う事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (定員数)	1歳未満児	—	3	4	7	7
	1歳児	—	1	1	2	2
	2歳児	—	1	1	2	2
確保方策 (定員数)	1歳未満児	—	3	5	9	9
	1歳児	—	2	2	3	3
	2歳児	—	2	2	3	3

(18) 産後ケア事業

産後1年以内の母子に対して助産所、産科病院等で心身のケアや育児サポート等を行い、育児不安の軽減や母親の身体回復を促す支援を行います。日帰り型、宿泊型、訪問型サービス利用の費用を全額助成します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	48	48	48	48	48
確保方策(人日)	48	48	48	48	48

(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対し日用品、文房具などの必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(20) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

本事業は、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。

サービスの必要量と供給量の分析に基づく多様なサービスの提供を進める中で、民間事業者が有する能力やノウハウを活用することにより高い事業効果を期待することができる分野において、優良な民間事業者の参入を促進するための方策を検討していきます。

6 計画の総合的な推進

(1) 市民や関係団体等との連携

本計画の推進にあたっては、市民や関係機関等と行政の連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業所・行政が子育てや子どもの健やかな育ちと健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、連携しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策の総合的な推進に取り組めます。

(2) 地域の人材の確保と連携

市民の子育てに対する多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど子育て支援を担う地域の幅広い人材の確保・育成に努め、連携を図りながら地域における子育て支援の充実を図ります。

(3) 市民参加の促進

このことから、本計画について広報などにより市民の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの検討など、市民による地域ぐるみでの取り組みを推進し、子育て支援に市民が積極的に参加するよう促します。

(4) 施策の効率的・効果的推進

最少の経費で最大の効果をあげられるよう、事業の成果の評価と、評価結果の施策への反映に努めます。また、より効率的・効果的に施策を推進するために、民間活力の活用について取り組みを進めるとともに、公共サービスの提供にあたっては、個々の家庭や地域活動の自助努力を尊重し、自助・共助・公助の公正かつ適切な役割分担を視野に入れた事業推進を図ります。

7 計画の進捗状況の管理・評価

(1) 計画の推進体制

本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民と連携及び協働を推進し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組めます。

(2) 進捗状況の管理

本市における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「曾於市子ども・子育て会議」で点検・評価を行います。

また利用者の視点に立った事業の提供を図るため、各種指標を設定し、年度ごとの点検・評価を行い、施策の改善に努めます。

【担当課・問い合わせ先】

曾於市役所 こども未来課

〒899-8692

鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地

電話：(0986) 76-8870 FAX：(0986) 76-8283
